

愛称及び愛称標示に係る基準

1 標示箇所等

- 標示可能面積は募集対象の横断歩道橋（以下「歩道橋」という。）1橋につき合計10㎡までとします。複数箇所に標示する場合も合計10㎡までとなります。
- 標示位置は、歩道橋の桁部分となります。原則として片側左車線に収まる範囲とし、個々の歩道橋の標示位置については本市と協議の上で決定します。
- 歩道橋の形状や信号、標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。
- 愛称の設置により信号、標識等を移動することはできません。

2 標示方法

- 標示方法は、歩道橋の桁の表面にシール（フィルムシート等）で貼付けする方法を標準とし（ビス止めは不可）、詳細については本市と協議すること。
- 歩道橋の桁に既存文字標示等がある場合は、歩道橋の背景色と同系色のフィルムシートを既存文字標示上に貼り付け、その上に文字を標示することを可能とします。

3 文字の色、フォント、大きさ等

- 文字の色は単色とします（黒色を基本とし、協議により決定します。ただし、蛍光色、信号や標識の視認性を損なう恐れがあるもの、また反射性のある色は不可とします。）。
- ロゴについては色の指定・色数の制限はありません。ただし、蛍光色、信号や標識の視認性を損なうおそれがあるもの、反射性のある色は不可とします。
- 文字のフォントはゴシック体とします。ゴシック体であれば種類は問いません。
- 文字の大きさは、1文字30cm角、文字と文字の間隔は3cm以上を基準とします。
- 文字は日本語、英語又はアルファベットで作成してください。
- 形状等の統一性、歩道橋等との調和に十分に配慮すること。
- シートの背景色は歩道橋と同系色に限ります。

4 標示名称

- 愛称としてつけることができるのは、パートナーの企業名、店舗名及びロゴです。標語等メッセージを愛称に含めることはできません。
- 愛称は、「歩道橋の正式名称」※を含むものとします。
※ 例：「○○+△△歩道橋」など、○○の部分をご提案してください。下線の部分は歩道橋の正式名称を標示します。
- 契約期間中の愛称変更はできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由があり、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。

【標示できる愛称イメージ】

【標示できる愛称（イメージ）】単色（黒色を基本とします）

ロゴを使用可能(2文字程度) 歩道橋の正式名称

- ・企業名、店舗名が標示可能
- ・1文字 30cm角が基準

【ロゴについて】

<p>シンボル マーク</p> <p>ロゴタイプ</p>	<p>○シンボルマーク 企業やブランドをイメージ（図案化）したもの。</p>
	<p>○ロゴタイプ 企業やブランド名を文字のみで表現したもの。</p>
<p>ロゴ（ロゴマーク）</p>	<p>○ロゴ（ロゴマーク） シンボルマーク、ロゴタイプ、又は両方を組み合わせたものの相称。</p>
	<p>○本事業において使用が認められるロゴ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のどちらかを満たすロゴであること。 1. 申込企業において商標登録または意匠登録されているもの。 2. 企業ホームページ、企業パンフレット等において企業名とともに使用されており、企業を表すものと客観的に判断が可能なもの。

【歩道橋の標示箇所イメージ】(赤線箇所)

